

## 新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail： shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。		
規制の内容	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。)第47条第2項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第9条第1項の捕獲許可を不要とする。 <b>根拠条文</b> 法第9条第14項		
規制の必要性	種の保存法第47条第2項に規定する認定保護増殖事業等の実施に係る鳥獣の捕獲は、国内希少野生動植物種の保護増殖を目的とした公益性の高いものであり、捕獲の必要性や捕獲に伴う当該野生動植物への影響も、保護増殖事業の認定等の過程で審査がなされている。よって、法第9条第1項の捕獲許可を不要としても鳥獣保護の観点からの支障は生じず、事業実施者の負担軽減の観点から、当該許可を不要とするもの。		
期待される効果	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲について、鳥獣法に基づく捕獲許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来許可の際に勘案すべき項目については、認定保護増殖事業等の認定等の際に既に審査しており、鳥獣の保護の観点からも特段の問題は生じない。)		
想定される負担	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲等について、法に基づく捕獲等の許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。		
想定できる代替手段との比較考量	鳥獣の捕獲等に係る許可をすべて不要とすることは、鳥獣の適切な保護に支障をもたらし、不適當である。本措置は、鳥獣の保護の観点から問題の生じない捕獲等に限って許可を不要とするものであり、合理的な手法である。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		